会報
国鉄闘争全国運動
国鉄分割・民営化反対！１０４７名解雇撤回！
号外
2012年12月28日

国鉄分割・民営化に反対し　１０４７名解雇撤回闘争を支援する全国運動事務局
千葉市中央区要町２―８ＤＣ会館内
TEL ０４３―２２２―７２０７
nationwidemovement@yahoo.co.jp

外注化に伴う強制出向無効確認訴訟
１０４７名解雇撤回・鉄建公団訴訟

両裁判を一体で闘おう

解雇撤回・JR復帰の署名運動へ

解雇撤回へ　「解雇撤回・ＪＲ復帰」の判決を求めてシュプレヒコール（東京高裁前　2012年12月17日）

鉄建公団訴訟第１回控訴審
「解雇撤回以外の結論はない」

１０４７名解雇撤回・原職復帰を求める動労千葉の鉄建公団訴訟の控訴審第１回口頭弁論が２０１２年12月17日、東京高裁民事12部（難波孝一裁判長）で開かれました。

６月29日の１審東京地裁は次のような判決です。

「動労千葉など分割・民営化に反対する労働組合に所属する職員を不当に差別する目的・動機のもとに名簿不記載基準を策定したと推認するのが相当」

「名簿不記載基準が策定されなければ、原告らは採用候補者名簿に記載され、ＪＲ東日本に採用されたはず」

これまでの判決を大きく超える画期的な認定をかちとった判決です。にもかかわらず地裁判決は、明白な不当労働行為を「不法行為」と言い換え、不当労働行為の原状回復の原則に道を閉ざし、わずかな賠償請求でごまかしているのです。

東京高裁での闘いは、この6・29地裁判決の地平を踏まえ、不当労働行為の現状回復を認めさせ解雇撤回・ＪＲ復帰の判決を求める闘いです。

高裁前には動労千葉の組合員や支援者ら１００人が集まりました。

裁判に先立ち、動労千葉争議団長の高石正博さんが「一審判決は、私たちが不当労働行為によって職場を奪われたことを認めた。不当労働行為を認めた以上、ＪＲに戻すのが当たり前だ。自分たちの闘いが正しかったこと、ＪＲに復帰するのが当然だということを裁判所に認めさせるために、今後ともご支援をお願いします」とアピールしました。

動労千葉鉄建公団訴訟6・29東京地裁判決のポイント

①動労千葉など、分割・民営化に反対する労働組合に所属する職員を不当に差別する目的・動機で名簿不記載基準を策定したと推認できる

②名簿不記載基準が策定されなければ、原告らは採用候補者名簿に記載され、ＪＲ東日本に採用されたはず

③（ここが問題点）不当労働行為を不法行為と言い換えて原状回復＝解雇撤回を否定。３年分の賃金の差額でごまかす

東京地裁
強制出向の無効を求め提訴 12・26
動労千葉組合員ら53人が集団訴訟

動労千葉・動労水戸・動労高崎連帯の組合員53人が12月26日、ＪＲ東日本が強行した検修・構内業務の外注化に伴う強制出向命令の無効を求める訴訟を東京地裁で起こしました。

東京地裁には組合員・弁護団・支援者ら約30人が集まり、手続き後、司法記者クラブで記者会見を行いました（**記事裏面**）。

業務外注化に伴う強制出向は１００％違法です。本人の承諾なしに一方的に出向を強制することなど絶対にできません。

強制出向によって休日数が５日も減り、出向中の特別加算金（２５００円）を日給に換算しても著しく低額です。しかも、ＪＲで行っていた業務に就くことが条件だったにもかかわらず、出向直後からガラス清掃などに従事させられている労働者がいます。大きな不利益が出ています。

最大の問題は、片道切符の出向になることです。戻る場所について会社は、保全検査や技術管理を言っていますが、これらの業務も「委託対象業務」であることを会社は認めています。結局、出向の延長が延々と行われるのです。

外注化をめぐる初の集団訴訟で前例のない裁判闘争です。職場抵抗闘争と結合して闘われます。ご支援をお願いします。

「事実直視し、解雇撤回を」

裁判の冒頭、原告を代表して動労千葉争議団の中村仁さん（当時は、千葉運転区の運転士）が意見陳述を行いました（**陳述内容は裏面**）。

中村さんは「一審判決は、停職６カ月以上または停職２回という名簿不記載基準を策定し、われわれを名簿から外したこと、それを指示したのが葛西敬之職員局次長（現ＪＲ東海会長）であったことを認定し、国鉄当局の不当労働行為を認めた。ここまで明確に認定すれば、本来、解雇撤回以外の結論があるはずがない」と断定しました。

「この25年間、ＪＲ不採用になった怒りと悔しさを忘れたことはない。東京高裁は事実を事実として見て、公正な判決を出すべきだ」と裁判官に迫りました。

続いて原告側代理人４人が、控訴理由書の趣旨について陳述しました。

難波裁判長は２００５年９月15日、東京地裁の裁判官時代に国労鉄建公団訴訟一審判決を出した裁判官です。

大口昭彦弁護士は難波裁判長に向かって「自分は１０４７名問題は分かっている、というような認識をすべて捨てて本裁判に臨むべきだ」とズバリと指摘。

「９・15判決では、被告側の事実の隠匿によって、名簿作成過程における事実関係は明らかになっていなかった」

「しかし、本審は違う」

「伊藤証言などによって、原告の９人は当初は名簿に載っていたこと、それを当時の国鉄職員局次長だった葛西氏の指示で急遽、不採用基準を策定し、適用して名簿をつくりなおさせ、

（裏面に続く）

◎動労千葉鉄建公団訴訟　控訴審第２回公判
（日時）13年２月27日（月）14時30分～
（場所）東京高等裁判所８２４号法廷
※13時30分に高裁前に集合して下さい

◎２・17労働者集会
（日時）２月17日（日）17時から
（場所）すみだ産業会館（ＪＲ錦糸町駅前）

（表面から続く）

原告らを名簿から排除した。05年段階の裁判ではハッキリしていなかった事実が具体的な証拠をもって明らかになっている」

大口弁護士は「事実を直視した審理を求める」と迫りました。

さらに浅野史生弁護士、藤田正人弁護士、葉山岳夫弁護士による鋭い控訴理由の陳述が続きました。

６・29判決は、採用候補者名簿からの排除と90年の清算事業団解雇は密接不可分であることをあらためて明らかにした上で「両者は一体のものではない」と言って、採用候補者名簿作成過程での不当労働行為を認定しながら「清算事業団解雇を有効」としています。この一審判決の矛盾を明快に指摘しました。

そして、国鉄分割・民営化そのものが国家的不当労働行為であったというこの裁判の原点、消滅時効や損害賠償額認定についての原判決の誤りなどを明らかにしました。

最後に「不当労働行為に基づく解雇は無効であり、被告の鉄道運輸機構は原状回復する義務がある。原告が他の採用候補者名簿記載者と同等、すなわちＪＲ東日本職員の地位にあることを認めるべきだ」と解雇撤回・ＪＲ復帰の判決を求めました。

被告代理人である西綜合法律事務所の向井千杉弁護士は「解雇が有効であることは過去の裁判で認められている」「本件基準の策定と名簿不記載が不当労働行為だと認めた原判決は致命的誤りだ」と陳述し、一審の判決に大きな打撃を受けている様子が伺われました。

これには傍聴席からも「伊藤証言をどう思うのか」など厳しいヤジが飛びました。

葉山弁護士から「今後の方針として、葛西証人をはじめ、原審で採用されなかった証人の採用を請求する」との意向が示されました。

出向差止訴訟と一体で

その後の報告集会で動労千葉顧問弁護団長の葉山岳夫弁護士は「現在の学説では、不当労働行為に対する救済は単なる原状回復でなく、『少なくとも原状回復』というのが主流の考え方だ。原告を名簿に記載されていた状態に戻すこと、つまり必然的にＪＲ職員としての地位が回復されねばならない」と、高裁での課題を指摘しました。

動労連帯高崎の和田山繁委員長は「私の所属する埼玉県の熊谷地区労で『１０４７名問題は終わっていない』と署名運動への協力を要請しました。物販も非常に感触がいい。検修の外注化問題と一体で職場から闘いをつくっていく」と闘いの手応えを語りました。

動労水戸の木村郁夫書記長も「動労千葉は労働運動の未来をかけ、国鉄分割・民営化に対して首をかけて2波のストに立った。こうした歴史のすべてがこの闘いには詰まっている。絶対に勝利しなければならない」と決意を語りました。

動労千葉の田中康宏委員長は「新たな闘いが始まりました。初心に返り、勝ちにいく裁判として全力で闘う。外注化攻撃との闘いもこれから本格的な段階に入る。年内に外注化と強制出向差し止めの裁判を提訴する。この二つの闘いを軸に、闘う労働運動復権に向けて闘おう」と集会をまとめました。

次回の裁判は2月27日（水）午後2時30分から東京高裁で開かれます。

争議団代表し意見陳述

悔しさ忘れない

中村　仁さん

６月29日、東京地方裁判所民事11部・白石裁判長は、私たち動労千葉組合員が、当初は採用候補者名簿に登載されていたにもかかわらず、ＪＲ設立委員会への名簿提出期限が迫った段階で急遽、「不当な目的、動機」に基づいて「停職６ヵ月以上、又は2回以上の停職処分を受けている者」という「採用基準」が作られ、名簿から外されたこと、それを指示したのが葛西職員局次長であったことを認定した上で、次のように判断しました。

「国鉄当局としては、一旦は原告を含む動労千葉組合員を基本的には採用候補者名簿に記載する方向で動いていたにもかかわらず、改革労協側の姿勢に触発されるなどして、動労千葉等、分割・民営化に反対する労働組合に所属する職員を不当に差別する目的、動機の下に、名簿不記載基準を策定したと推認するのが相当である」として、国鉄の不当労働行為を明確に認めました。

さらに判決では、「本件名簿不記載基準が策定されなければ、原告らは採用候補者名簿に記載され、その結果、ＪＲ東日本に採用されていたはずであるといいうる」と言い切っています。ここまで明確に認定すれば、本来、「解雇撤回」以外の結論があるはずがありません。

われわれ動労千葉９名は、本当であればＪＲに採用されていなければならなかったということです。

判決でも認めているとおり、改革労協（現ＪＲ総連）の横やりを受けて「停職６ヶ月又は停職２回以上」という不採用基準を作ったこと自体不当労働行為です。

さらに、不採用の基準とされた「停職」処分について言えば、ストで処分された組合員の解雇が撤回されている以上、われわれの停職処分も不当処分であり、なかったということです。

不当処分の上にさらに不当な採用基準を設けた上で、一旦は採用候補者名簿に登載されていたわれわれを不当労働行為意思に基づいて意図的に排除したということであり、幾度もの不当労働行為が繰り返されたのです。東京地裁が、「不当労働行為」と認めた以上、現状を回復する以外にありません。名簿に登載されたものとして扱い、ＪＲに採用されなければならないということです。

国鉄分割・民営化から25年が過ぎました。われわれは、この25年間、ＪＲ不採用になった怒りと悔しさを忘れたことはありません。この25年間の悔しさを東京高裁の裁判官には本当に分かってもらいたいと思います。

最後に、東京高裁の裁判官にお願いします。事実を事実として見ていただいた上で、東京地裁判決に基づき、われわれを是非ＪＲに戻すため公正な判決をお願いする次第です。

記者会見

安全の軽視と雇用破壊 許せない

４要件を満たさず違法、事実上の転籍の攻撃

12月26日、外注化に伴う強制出向の無効を求める訴訟について東京地裁内の司法記者クラブで記者会見が行われました。

質疑に先立ち、動労千葉の田中康宏委員長が訴訟の経緯と意義を説明しました。

安全が崩壊する

「ＪＲ東日本は２００１年以来、保線・電力・信号通信・建築・土木など設備部門、さらに検修・構内業務や駅業務の外注化を強引に進めてきました。２次、３次まで入れれば鉄道業務が数百の会社に分割委託されています」

「問題点は、検査・修繕や運転の技術も経験もない清掃会社へ仕事と労働者と丸ごと委託したこと。事実上の分社化。厚生労働省の通達からしても明白な偽装請負です」

「ひたすらメンテナンスコストの削減のために強行している。今は「出向」というが仕事丸ごとの委託であり戻る職場もない。否応なしに転籍になる。現場で働く労働者をこのような形で扱うことは許せない」

「社会に蔓延するアウトソーシング、民営化、非正規雇用化に対して問題提起したい。労働者の雇用を破壊してはならない」

「さらに安全の問題です。笹子トンネル崩落事故や関越道ツアーバス事故など、運輸部門の安全問題が崩壊している。市場原理にまかせ、規制緩和で安全対策を企業任せに委ねている。このため利益を生まない安全部門が軽視されている」

「鉄道の安全の枢要は、保線や車両の検査修繕にある。ここで働く労働者を外注化し、非正規雇用に突き落とせば、安全は崩壊する」

田中委員長は、注目する記者や会見を見守る組合員を前に熱っぽく訴えました。

１０月１日の外注化に対する動労千葉のストライキ

さらに動労水戸の国分副委員長が「検査や運転の技術のない清掃会社に業務委託している。職場では20代で出向になっている労働者もいる。定年まで出向なのか」と強い懸念を表明。

弁護団長の森川文人弁護士は「片道切符の出向、事実上の転籍だ。外注化によって作業が寸断されている」と批判。さらに「ＪＲは管理部門だけで儲けに徹するつもりだ」と厳しく指弾しました。

石田亮弁護士も「出向というが3年で戻れる保障はない。実質的な転籍」と指摘しました。

作業が寸断された

質疑では職場の現状が語られました。

幕張車両センターでは、偽装請負の指摘を逃れるために、作業の指示が伝言ゲームのようになっています。

車両の入れ換え業務は「通告」は、1作業1通告、復唱が必要な一番厳格な指示行為だったにもかかわらず、外注化後は、単なる「情報提供」とされて復唱も省略されていることが明らかにされました。きわめて危険な実態が暴露されました。

また長田敏之書記長は、管理者は経験もノウハウもないため、ＪＲから助役ら14人の管理者が出向していることなど、偽装請負隠しに終始し本末転倒となっている実態を弾劾。

さらに出向４要件（①経営指導、技術指導の実施、②職業能力開発の一環であること、③経営の都合上労働者を離職させるのではなく、関係会社において雇用機会を確保すること、④企業グループ内の人事交流であること）もまったく満たしていないことを指摘しました。

記者会見後に弁護士会館で行われた総括集会では、鈴木弁護士が「外注化をめぐる訴訟は前例がない。外注化の何が問題なのか。現場の労働者の気持ち、権利などを丁寧に積み上げていく必要がある」と語りました。

合理化との闘いは、戦後の労働運動が闘いきれていない課題であり、大きく社会問題化していくこと、職場での徹底論議が必要だと提起しました。

動労千葉は、外注化を認めることと65歳までの再雇用をバーターにしたシニア制度の協定を拒否したために約30人のＯＢ組合員が再雇用を拒否されました。シニア制度廃止後も約40人のＯＢが検修業務を拒否して慣れない清掃の仕事をしています。

職場を守り、外注化をストップさせるために文字どおり血を流して闘ってきたのです。